

薬学教育6年制の実現に当たって

平成16年6月15日、薬剤師法の一部改正法案が可決・成立致しました。これに先立つ5月14日には学校教育法等の一部改正法案がすでに可決・成立しておりますので、ここに薬剤師養成のための薬学教育年限を6年に延長することが決定したところであります。

日本病院薬剤師会におきましては、今を去ること30年前、昭和49年2月の地方連絡協議会の席上において、医薬分業が現実のものとなりつつある情勢に対応し、病院薬局実習を含めた薬学教育6年制を実現させるべく、その対策の協議を開始致しました。

病院薬剤師は、チーム医療の一員である薬の専門家としては、医療薬学の知識と経験が十分でないと指摘されており、それは教育システムに問題があるとされてきました。このような状況の中で、病院薬剤師の諸先輩は自ら進んで臨床の場に出て、不足している知識や経験を修得しながら今日まで、努力して参りました。

また、後輩薬剤師の育成に対しては、少しでもその役に立ちたいと、自主的に薬学生の実務実習を受け入れ、指導に当たってきたという経緯があります。このような経験から、医療の中で真に国民の役に立つ薬剤師の養成には、実務実習が不可欠であり、薬学教育は実務実習を取り入れた6年制に延長する必要があることを、身を以て体験致しておりました。

その薬学教育の改革が、実現を目指して以来30数年を経て、今回ようやく実現したことは、私どもにとって歴史的出来事であり、これからは安全で効果的な薬物療法を提供するに十分な知識と経験を積んだ薬剤師が、育成されてくるものと心から喜んでいるところであります。

こうして永年の念願が達成されましたことは、多くの関係各位のご支援の賜と深く感謝申し上げる次第であります。と同時に、今後はそのご支援にお答えするためにも、積極的に薬学生の実務実習の受け入れとその指導に万全を期し、我が国の医療提供体制の向上に、責務を果たしてまいる覚悟でありますので、会員諸氏のご理解とご協力を心からお願い申し上げます

平成16年6月15日

社団法人 日本病院薬剤師会
会長 全田 浩

薬学教育 6 年制 2 法案の国会審議経過

■学校教育法一部改正法案

- 4月 14日 衆議院文部科学委員会において、提案理由説明
- 4月 16日 衆議院文部科学委員会において、審議開始
- 4月 20日 衆議院文部科学委員会において、参考人質疑
(薬学教育協議会の井村会長、参考人として出席。
肥田美代子議員、質問)
- 4月 21日 衆議院文部科学委員会において、審議(肥田美代子議員、質問)
- 4月 23日 衆議院文部科学委員会において、審議
- 4月 27日 衆議院文部科学委員会において採決。全会一致で原案通り可決。
(5項目の附帯決議を、全会一致で採択)
- " 衆議院本会議において、委員会報告通り可決。参議院に送付。
- " 参議院文教科学委員会において、提案理由説明
- 5月 11日 参議院文教科学委員会において、審議(山本正和議員、質問)
- 5月 13日 参議院文教科学委員会において、参考人質疑
(日本薬剤師会の児玉副会長、参考人として出席。
山本正和議員、質問)
- " 参議院文教科学委員会において、審議(山本正和議員、質問)
- " 参議院文教科学委員会において採決。全会一致で原案通り可決。
(6項目の附帯決議を、全会一致で採択)
- 5月 14日 参議院本会議において、全会一致で委員会報告通り可決

↓

学校教育法一部改正法案の成立

■薬剤師法一部改正法案(参議院先議)

- 4月 22日 参議院厚生労働委員会において、提案理由説明
- 5月 11日 参議院厚生労働委員会において、審議(藤井基之議員、質問)
- 5月 13日 参議院厚生労働委員会において、審議
- " 参議院厚生労働委員会において採決。全会一致で原案通り可決。
(6項目の附帯決議を、全会一致で採択)
- 5月 14日 参議院本会議において、全会一致で委員会報告通り可決。
衆議院に送付。
- 6月 9日 衆議院厚生労働委員会において、提案理由説明
- 6月 11日 衆議院厚生労働委員会において、審議(三井辨雄議員、質問)
- " 衆議院厚生労働委員会において採決。全会一致で原案通り可決。
(6項目の附帯決議を、全会一致で採択)
- 6月 15日 衆議院本会議において、全会一致で委員会報告通り可決。

↓

薬剤師法一部改正法案の成立

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (薬学教育関係抜粋)

■衆議院（平成16年4月27日・文部科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 六. 薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等の充実を図るよう努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。
- 七. 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。
- 八. 医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者が、生涯にわたり学習する機会を充実するよう配慮すること。
- 九. 薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実を図り、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。
- 十. 薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

■参議院（平成16年5月13日・文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

八. 薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等に努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

また、学生の実務実習に必要な基本的な能力の向上と教育・実習施設における受入れの円滑化を図るため、共用試験の導入等についても検討を更に進めること。

九. 四年制と六年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受入れに努めること。

十. 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

十一. 医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたり学習する機会が拡充されるよう配慮すること。

十二. 薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。

十三. 薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

右決議する。

薬剤師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

■参議院（平成16年5月13日・厚生労働委員会）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一．医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。
- 二．薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。
- 三．新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となった者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。
- 四．医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るために取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。
- 五．地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。
- 六．医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。

右決議する。

■衆議院（平成16年6月11日・厚生労働委員会）

政府は、安全・安心な医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一. 六年制の薬学教育における長期実務実習の充実を図るため、病院、薬局等の実習受入施設における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる十分な資質を備えた指導薬剤師を早急に養成すること。
- 二. 薬剤師国家試験受験資格の経過措置（旧四年制卒業者及び新四年制卒業後修士課程を修了した者）については、受験者が混乱しないよう、関係方面に対する周知徹底に努めること。
- 三. 新制度移行前の四年制の薬学教育を履修して薬剤師となった者（既存の薬剤師）についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、生涯にわたる卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。
- 四. 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るための取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。
- 五. 地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。
- 六. 医療機関等における医薬品に関する医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。

右決議する。